

IFRS 第9号 金融商品

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

IFRS第9号は、混合契約を含む、金融資産及び金融負債をどのように分類及び測定すべきかについて定めている。これは、IAS第39号を置き換える理事会のプロジェクトの第1フェーズである。主要なフェーズは、：フェーズ1：分類及び測定。フェーズ2：減損の方法。フェーズ3：ヘッジ会計である。理事会は2011年までにIAS第39号を全面的に置き換えることを目標としている。従って、本基準の目的は、財務諸表の利用者が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するにあたって、目的適合性のある有用な情報を表示する金融資産及び金融負債の財務報告に関する原則を確立することである。

認識及び当初測定：企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつその場合にのみ、金融資産及び金融負債を財政状態計算書に認識しなければならない。当初認識時に、企業は、金融資産及び金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債でない場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する取引費用を加える。

金融資産－分類、再分類及び事後測定

企業が当初金融資産を認識する場合、金融資産の管理に関する事業モデル及び金融資産の契約キャッシュ・フローの特性に基づき分類しなければならない。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定しなければならない。：

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

しかし、企業は当初認識時に、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして、取消不能で指定することができるが、それが認められるのは、そうしない場合に資産又は負債の測定又はそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれ

る)を、除去又は大幅に削減する場合である。

金融資産は、償却原価で測定されない限り公正価値で測定されなければならない。

企業は金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融負債一分類、再分類及び事後測定

企業は、すべての金融負債を、実効金利法を用いて償却原価で事後的に測定しなければならない。ただし、次のものは除く。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債。このような負債（負債であるデリバティブを含む）は、事後的に公正価値で測定しなければならない。
- (b) 金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合又は継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債。
- (c) 付録 A で定義されている金融保証契約。当初認識後、このような契約の発行者は（4.2.1 項(a)又は(b)が適用されない場合）、事後的に、次のいずれか高い方で測定する。
 - (i) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定された金額
 - (ii) 当初認識額から、適切な場合、IAS 第 18 号「収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額
- (d) 市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント。当初認識後、このようなコミットメントの発行者は（4.2.1 項(a)が適用されない限り）、事後的に、次のいずれか高い方で測定する。
 - (i) IAS 第 37 号に従って決定された金額
 - (ii) 当初認識額から、適切な場合、IAS 第 18 号に従って認識された累積償却額を控除した金額

しかし、企業は当初認識時に、認められた場合又はそうすることでより目的適合的な情報となる場合に、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして、取消不能で指定することができる。